

第62回  
岐阜県国土利用計画審議会  
議事録

日時：令和6年2月7日（水）10:30～11:30

場所：県庁 301会議室

**【事務局】**

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第62回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会にあたり都市建築部藤井部長からご挨拶申し上げます。

**【都市建築部長】**

(あいさつ)

**【事務局】**

議事に入る前に定数の確認をいたします。

本日の審議会には15名中10名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。また、2名の報道関係者が傍聴されますことをご報告いたします。

また、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、林会長よろしく申し上げます。

**【林会長（議長）】**

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっておりますので、会長が指名する委員として、島田委員と藤吉委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。「土地利用基本計画の計画図の変更（案）について」の案について、事務局から説明願います。

**議事1 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」**

**【事務局】**

(土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明)

**【林会長】**

ただいまの事務局からの説明に関し、内容についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

**【林会長】（整理番号1）**

所在地は各務原市のイオンに近い場所だと思いますが、答えられない情報であればそれでも構いませんが、どこから商業施設の申請があることは分かっていますか？

### 【都市政策課】

この地区は、現在、市街化調整区域ですが、市街化調整区域から市街化区域に編入するための手続きを行っております。その手続きの段階で、商業施設が進出予定であると聞いておりますが、詳細は公表できません。今後、都市的土地利用を図っていく予定でありますので、ご理解ください。

### 【宇佐美委員】（整理番号 2）

この地区は、可児市の農業地域から工業地域へ利用目的が変更されると記載されていますが、既に造成されています。このタイミングで審議会に諮ることに対して、問題はありますか？

### 【事務局】

ご指摘いただきました可児市と御嵩町の変更内容に関しまして、可児市が実施いたします「可児御嵩インターチェンジ工業団地造成事業」のための土地造成が始まっており、農地として保全・利用を図る必要がなくなることから、農業地域を縮小するものです。農振法における農業地域の変更が、令和6年4月に予定されています。

土地利用基本計画の変更を行った上で、農業振興地域の変更を行うもので、特に問題はありません。

### 【宇佐美委員】（整理番号 5、7）

了解しました。

航空写真を見ると、整理番号5の太陽光発電施設は、太陽光パネルが並んでおり、整理番号7の森林から宅地についても、同様に、住宅地になっていることが確認できます。審議会に諮るタイミングに少し疑問を感じるので、説明してほしいです。

### 【事務局】

整理番号5の太陽光発電施設用地については、過去に太陽光発電施設として開発された区域を森林地域に含めていたため、当該区域について森林地域を縮小する手続きを取るものです。地域森林計画の変更が令和5年の12月に行われております。

整理番号7番の宅地用地につきましても、過去に住宅地として開発された区域を、森林地域に含めていたため、当該地域について森林地域を縮小するものです。

こちら、令和5年12月に地域森林計画の変更がありましたので、それと合わせる形で土地利用基本計画の変更を行うものです。

森林につきましても、少し特殊な手続きになっておりまして、地域森林計画の変更は、林地開発に関するものが多くを占めますが、林地開発の許可の場合は、開発行為が全て完了した後に地域森林計画の変更を行うことになっております。

こうしたことから、地域森林計画の変更時には既に林地が開発されており、国土利用計画審議会での審議が事後の承諾という形になるものであります。

### 【会長】

よほどのことがない限り、当審議会でも反対され審議が中断してしまうようなことはないと思いますが、過去に当審議会でも反対された案件はありますか？

**【事務局】**

過去に審議会で反対された案件はありません。

**【須藤委員】（整理番号4）**

郡上のダムの場合について、まだ湛水していないと思いますが、湛水の時期を知っていたら教えてほしいです。

先ほどの質問に関連し、また、環境調査の結果を知らずにお尋ねするのですが、地形や航空写真を見ると、おそらくこの湛水エリアの極めて近いところに猛禽類が複数ペア営巣していると思われます。また、調査結果はおそらく隣接県から猛禽類の飛来があったのではないかと推測します。そのようなことにきちんとした対策などが取られているのかを知りたいです。

当該ダムは、南西の徳山ダムと多分30から40キロぐらいしか離れていないように思います。湛水している徳山ダムにはカワウのねぐらが7箇所あり、たいそう困っていると聞いています。岐阜県内全体を見渡してもカワウは微増傾向にあり、湛水することにより、カワウが生息できる環境が創出されてしまいます。

カワウは30～40キロだったら、軽くやってくるし、福井県の奥にもねぐらがあるので、尾根を越えて行き来もすることを考えると、湛水後、気を付けないとこの周辺の内水面の漁協組合などが「なぜ、これまでいなかったカワウが突然来ることになったんだ」とご苦労されるのではないかと心配でしたので、湛水の時期の質問をしました。

**【林政課】**

事業課ではありませんので、ダムの湛水時期までは把握しておりません。すみません。

**【須藤委員】**

この審議会では、環境系の問題はわからないのですか？

**【環境生活政策課】**

環境の話やこのダムの湛水時期の話がありましたが、調査につきましては事業課の方でないと把握していませんので、お答えできなくて、申し訳ありません。

**【須藤委員】**

ありがとうございます。私もリサーチ不足ですみません。

先ほどのカワウの件に関連するのですが、カワウの管理を担当している農村振興課にこのダムが完成したら「気を付けた方がいいよ」という注意喚起を促す情報提供はできますか。

**【農村振興課】**

農村振興課から出席しています。係が異なりますが、本日の議事録を課内回覧し、周知します。

**【須藤委員】**

目にとまるのでありがたい。ありがとうございます。

私は出席しないのですが、今日の午後、カワウの研究会があります。

**【農村振興課】**

今いただいた話は担当係に本日午前中に情報提供します。

**【林会長】**

今の須藤委員の意見を議事録に記載してください。

**【事務局】**

議事録の記載につきましては、了解しました。

**【事務局】**

以前、私はこの内ヶ谷ダムに少し関わっていたことがあります。この内ヶ谷ダムは、現在建設中であり、湛水時期は公表されておられません。計画では、常時、水をダムいっぱい湛水している訳ではありません。このダムは、主に洪水を調節するダムです。簡単に言うとダムに小さい穴が空いており、その小さい穴を通る水量よりも上回る量の水がダム貯水域に入ってきた場合は、その差分の水が貯まるようになっています。常時は、基本的にダムの穴より上には水が溜まらない構造ですので、それほど水は溜まらないと考えます。

一方、大きな洪水が発生した場合には洪水調節機能を働かせ、水を貯めて、下流に住む県民の安全を守っていくこととなります。そのような目的でダムを建設していますので、常時満水の状態ではないことをご理解していただきたいと思います。

また、大規模プロジェクトですので、当然、環境については環境アセスメント法に基づく、あるいは、それに準じた環境影響評価を実施しています。話にありました猛禽類の例も随時調査していると記憶しています。なお、ご意見がありましたカワウの現状については、河川課に伝えておきます。

**【須藤委員】**

了解しました。

**【林会長】**

ご意見も尽きたようですので、質疑を終了させていただきます。それでは岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の発言）

**【林会長】**

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

（答申文案配付）

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

**【林会長】**

それでは、岐阜県土地利用基本計画図の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

これをもちまして第62回岐阜県国土利用計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。